

Vol.3

2017.9月発行  
最終号

南足柄市

合 併

中 核 市

広域連携

協議結果

小田原市

目 次

- P2～3 第7回会議の概要
- P4 第8回会議の概要
- P5 第9回会議の概要
- P6～7 協議結果一覧
- P8 協議会事務局からのお知らせ

# 第7回 会議の概要

平成29年5月30日  
南足柄市文化会館小ホールで開催

## 第7回会議の Point

### 【協議第29号 市の名称について】

編入合併の場合には、編入する市の法人格が継続するほか、平成の合併以降（平成11年4月～）の施行時特例市（※）などを含む合併事例89件（新設・編入とも）のうち、名称変更を伴った事例は、さいたま市（旧浦和市（人口48万）、旧大宮市（人口45万）、旧与野市（人口8万））の1件のみであり、施行時特例市などを含む合併の事例においては、その市の名称とすることが一般的であるため、合併後の市の名称は「小田原市」とする。

### ※施行時特例市

「特例市」はかつてあった大都市制度の1つで、人口20万以上を要件とし、政令の指定により一般市よりも多くの事務権限を持っていた。特例市制度が平成27年に廃止された時点で特例市であった市（小田原市含む）は施行時特例市と呼ばれ、引き続き特例市の権限を有している。

### ▶協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて③→**原案のとおり了承**

第5回・第6回会議に続いて、補助金、交付金などのうち環境、福祉・医療、経済、都市、建設、下水道、議会の各分野に関連するものを協議した。

#### 【生活に影響のある主なもの】

#### ・新規就農者支援事業補助金

農地の賃借料や家賃の一部助成を行う小田原市の方式を適用し、継続して新規就農者の支援を行う。

#### ・耐震診断費補助金・耐震改修事業費補助金

木造住宅や分譲型共同住宅、緊急輸送道路沿道の建築物などに係る耐震診断、設計及び改修に係る費用の一部を補助する小田原市の方式を適用し、市民負担の軽減を図り耐震化を促進する。

#### ・水洗化工事費補助金

土地の所有者または使用者などが行う水洗化工事に必要な経費に対し、補助金を交付する小田原市の単独事業であるが、補助単価を見直し、南足柄市域に対象を拡大する。

### ▶協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて②→**一部継続審議**

第6回会議に続いて、機関などの共同設置、一部事務組合及び第三セクターの取扱いについて協議した。

### ▶協議第28号 平成28年度決算について→**原案のとおり了承**

平成28年度の協議会の事業及び決算について協議した。



▶協議第29号 市の名称について→**原案のとおり了承**

編入合併の場合には、編入する市の法人格が継続するほか、施行時特例市などを含む合併事例では、その市の名称とすることが一般的であるため、合併後の市の名称は「小田原市」とする。

▶協議第30号 議会議員の定数及び在任等の取扱いについて→**原案のとおり了承**

議会議員の定数及び在任等に関する小委員会での検討結果を踏まえ、合併後の市の議会議員の条例定数は28人、報酬は合併時の小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例に定める水準とする。また、合併時に限り定数特例(※1)を適用し、編入される南足柄市の区域を選挙区とする6人の増員選挙を行い、合併後の最初の一般選挙(編入する小田原市の議会議員の任期満了時に執行)までは、定数を34人とする。

**(※1)定数特例**

編入合併の場合に編入される地域から選出された議員が全員失職し、不在となることの対策として、一定の期間、人口比により算定した人数を条例定数に加えることができる特例です。

**増員される定員**＝小田原市議会議員定数×(南足柄市人口÷小田原市人口)

平成27年国勢調査人口で計算すると、  
28人×(43,306人÷194,086人)≒6.2人  
0.5未満は切り捨てのため6人となります。

▶協議第31号 一般職の職員の身分の取扱いについて→**原案のとおり了承**

- ・南足柄市の一般職の職員は、全て合併後の市の職員として引き継ぐものとし、引き継ぐ際の役職は、小田原市の制度に基づき、他の職員との均衡を考慮して決定する。
- ・給与は、小田原市の制度を適用するが、引き上げ、引き下げともに5年間をかけて段階的に行う。
- ・職員定数には、合併後の市の効率的な運営及び合併による行財政効果を確保するため、合併時までに職員数適正化計画を策定し、定員を管理する。

▶協議第32号 条例、規則等の取扱いについて→**原案のとおり了承**

合併時の小田原市の条例、規則などを適用する。ただし、事務事業調整の結果を踏まえ、必要に応じ制定、改廃を行う。

▶協議第33号 事務組織及び機構の取扱いについて→**原案のとおり了承**

- ・合併後の市の組織機構は、合併前の小田原市の組織機構を基本に編成することとし、効率的な行政運営が図られるよう調整する。
- ・合併時の出先機関(支所、連絡所、地域センター住民窓口、窓口コーナー及びサービスセンター)は、現時

点において現行のとおりとするが、今後のそれぞれの市における検討結果や定める方針を踏まえて合併後の市における出先機関のあり方を検討する。

- ・消防団は、合併後3年を目途に1団体制とする。
- ・条例などにより設置されている附属機関は、それぞれの設置目的や実態などを考慮し、統廃合について調整する。

▶協議第34号 都市内分権について→**原案のとおり了承**

都市内分権に関する小委員会での検討結果を踏まえ、市町村の合併の特例に関する法律第22条第1項の規定に基づき、合併前の南足柄市の区域に「地域審議会(※2)」を設置し、同条第2項の規定により、合併関係市町村の協議で定める事項、その他必要な事項については、合併時までに両市で協議する。

**(※2)地域審議会**

合併で行政区域が拡大するときに生じる「住民と行政の距離が遠くなる」などの懸念を解消し、合併後も編入される地域の住民の声をその地域のまちづくりに反映させるために、地域の住民などを構成員として設置される市の附属機関です。

▶協議第35号 新市まちづくり計画(案)について→**継続審議**

新市まちづくり計画(案)について協議した。

▶協議第36号 中核市への移行について→**継続審議**

中核市移行基本計画(案)について協議した。

▶協議第37号 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について→**継続審議**

中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について協議した。

▶報告第11号 その他の事務事業調整について (Bランク) ④

第4～6回会議に続いて、Bランク8事業及びCランク131事業の調整内容について報告した。

▶報告第17号 財務規程に基づく報告(予算の流用)について

事務局費のうち、振込手数料に不足が生じたため予算を流用したことを報告した。

▶報告第18号 市民アンケートの結果について

平成29年4月に協議会事務局が実施したアンケート調査の結果について報告した。

▶報告第19号 財政効果及び行政サービス水準の総括について

財政効果及び行政サービス水準の整理状況について報告した。

# 第8回 会議の概要

平成29年7月11日  
小田原市役所大会議室で開催

## 第8回会議の Point

### 【協議第38号 町名・字名の取扱いについて】

合併時における混乱を避けるため、町名・字名の変更については必要最小限に留めることが適当であることから、現在の小田原市の区域の町・字の名称は現行のとおりとし、現在の南足柄市の区域の字の名称は、合併時までに変更の必要性を検討する。

また、小田原市と南足柄市において類似する字の名称（小田原市北ノ窪(きたのくぼ)・南足柄市北窪(きたのくぼ)）については、地域住民の意向を踏まえ、合併時までに調整する。

### ▶協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて②→原案のとおり了承

第6回・第7回会議に続いて、第三セクターの取扱いについて協議した。

### ▶協議第25号 慣行の取扱いについて②→原案のとおり了承

第6回会議に続いて、市章の取扱いについて協議した。合併の方式を小田原市への編入合併としたことを踏まえ、慣行については、基本的に小田原市の例により統一する方向で調整するとの考え方から、小田原市の市章を引き続き使用する。

### ▶協議第35号 新市まちづくり計画(案)について→継続審議

第7回会議に続いて、新市まちづくり計画(案)について協議した。

### ▶協議第36号 中核市への移行について→一部修正の上、了承

第7回会議に続いて、中核市移行基本計画(案)について協議した。

### 「中核市移行基本計画(案)」とは

合併後の市が中核市に移行する場合に生じるメリットや課題を整理するとともに、取組の考え方を示したものです。なお、中核市への移行時期は、合併後3～5年後を目標としていますが、移行については、合併後に市民への適切な情報提供と十分な説明により理解を深めたうえで判断します。



### ▶協議第37号 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について→原案のとおり了承

第7回会議に続いて、中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について協議した。

### 「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について」とは

広域連携の現状を示しつつ、合併により行財政基盤が強化され、中核市移行により幅広い権限を有した中心市（合併後の市）と周辺自治体が、より連携を深めて地域の課題に的確に対応するための新たな広域連携体制の考え方について示したものです。

また、新たな広域連携体制の構築に際し、国に対し新たな連携制度の創設を要請するとともに、中心市の役割に対する支援を県に求めていくこととしました。

### ▶協議第38号 町名・字名の取扱いについて→原案のとおり了承

合併前の小田原市の区域における町または字の名称は、現行のとおりとし、合併前の南足柄市の区域における字の名称は、合併時までに変更の必要性について検討する。

### 合併後の市における表示の例（現在の南足柄市の区域）

①字の名称を変更しない場合

現行 南足柄市関本	⇒	合併後の表示例 小田原市関本
--------------	---	-------------------

②字の名称を変更する場合（「南足柄」を地名に残す場合）

現行 南足柄市関本	⇒	合併後の表示例 小田原市南足柄関本
--------------	---	----------------------

### ▶協議第39号 市民周知用冊子(案)について→継続審議 市民周知用冊子(案)について協議した。

# 第9回 会議の概要

平成29年8月10日  
小田原市民会館小ホールで開催

## 第9回会議の Point

### 【協議第35号 新市まちづくり計画(案)について】

新市まちづくり計画は、合併後の市が取り組むべきまちづくりの方向性を示したもので、「新たな活気と魅力あふれる住みよいまち」の実現を目指し、両市の強みを生かしつつ、これまでの両市のまちづくりを尊重しながら融合させ、合併後の市に継承することを基本にまちづくりを推進するとしている。

合併したからこそできる広域的で横断的な取組については、各分野の関連計画を取りまとめていく中で、市民意向を取り入れながら十分な検討を行い、新市の総合計画などに盛り込んでいく。

### ▶協議第35号 新市まちづくり計画(案)について→一部修正の上、了承

第7回・第8回会議に続いて、新市まちづくり計画(案)について協議した。

#### 「新市まちづくり計画」とは

新市まちづくり計画は、小田原市と南足柄市が合併した場合のまちづくりの方針や重点的な取組をまとめたものです。小田原市と南足柄市それぞれがこれまで取り組んできたまちづくりを基本的に継承するという考えのもと、地域の特性を最大限に生かすことを前提としており、合併後のまちづくりのイメージを共有するための資料です。

### ▶協議第39号 市民周知用冊子(案)について→一部修正の上、了承

第8回会議に続いて、市民周知用冊子(案)について協議した。

#### 「市民周知用冊子」とは

市民の皆さんに合併などについて考えてもらうために「新市まちづくり計画」、「中核市移行基本計画(案)」、「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について」の計画類と、事務事業調整の結果をわかりやすく取りまとめたもので、9月の両市の広報紙と併せて世帯に配布するとともに、両市の公共施設や金融機関、郵便局などで配架しています。



第9回会議をもって、全ての協議項目の協議が終了しました。小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会では、9回にわたり協議してきた「合併」、「中核市移行」、「新たな広域連携体制」の3項目を、それぞれ「新市まちづくり計画」、「中核市移行基本計画(案)」、「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について」の3つの計画類として取りまとめたほか、それらの3つの計画類及び事務事業調整の結果をわかりやすくまとめた「市民周知用冊子」を作成しました。

なお、当協議会は、平成29年度の決算の承認を受けたうえで、本年10月末頃を目途に解散する予定です。



# 協議結果一覧

協議された各項目の結果の概要です。

## 1 合併の方式について

第3回会議

南足柄市域を小田原市に編入する編入合併とする。

## 2 合併の時期について

第3回会議

平成32年度中とする。

## 3 市の名称について

第7回会議

小田原市とする。

## 4 事務所の位置について

第4回会議

市の本庁舎は、現在の小田原市役所本庁舎を使用し、現在の南足柄市役所本庁舎を分庁舎として活用する。

## 5 財産の取扱いについて

第4・6回会議

南足柄市の財産は、すべて合併後の市に引き継ぐ。

## 6 議会議員の定数及び在任等の取扱いについて

第7回会議

議会議員の条例定数は、28人とする。ただし、合併時に限り編入される南足柄市の区域を選挙区とする6人の増員選挙を行い、合併後の最初の一般選挙（編入する小田原市の議会議員の任期満了時に執行）までは、定数を34人とする。

## 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

第4回会議

農業委員会委員の最終的な定数は19人とし、任期は3年とする。農地利用最適化推進委員の最終的な定数は29人とし、任期は、農業委員会委員の任期満了日までとする。

## 8 地方税の取扱いについて

第5回会議

個人市民税、法人市民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税及び市たばこ税は現行のとおりとし、入湯税は小田原市の水準を適用する。

## 9 一般職の職員の身分の取扱いについて

第7回会議

南足柄市の一般職の職員は、全て合併後の市の職員として引き継ぐものとし、給与は小田原市の制度を適用するものとする。ただし、引き上げ、引き下げともに5年間をかけて段階的に行う。

## 10 特別職職員の身分の取扱いについて

第4～6回会議

南足柄市の特別職職員(市長・副市長・教育長など)は、合併の日の前日をもって失職する。

## 11 条例、規則等の取扱いについて

第7回会議

原則、小田原市の条例、規則などを適用する。

## 12 事務組織及び機構の取扱いについて

第7回会議

組織機構については、合併前の小田原市の組織機構を基本に編成する。支所、連絡所、地域センター住民窓口、窓口コーナー及びサービスセンターは、現時点において現行のとおりとし、南足柄市市民課の窓口を現在の小田原市支所などと位置づける。消防団については、合併後3年を目途に1団体制とする。

## 13 一部事務組合等の取扱いについて

第6～8回会議

両市が事務の共同処理を実施しているものは、合併後の市の事務事業実施体制に合わせ、必要と判断されるものを継続する。なお、第三セクター及び公社は、合併後の市における事務事業に合わせて対応する。

## 14 使用料、手数料等の取扱いについて

第4・5回会議

施設使用料は、原則として現行のとおり（合併時までに改正があった場合はその料金）とする。その他の使用料などは、原則として合併時に統合したものとなるよう調整する。ただし、急激な住民負担の増加が生じる場合などには、必要に応じて3年程度の激変緩和措置を講ずるよう努める。

## 15 公共的団体等の取扱いについて

第5回会議

共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう働きかける。ただし、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けた検討を行うよう働きかける。

## 16 補助金、交付金等の取扱いについて

第5～7回会議

両市で同様に実施している補助金、交付金などの事務は、原則、可能な限り統合する。ただし、合併後の市において、必要性に欠けるものは廃止する。一方の市のみで実施している補助金、交付金などの事務は、内容、金額及び補助効果などを精査の上、継続すべきものは合併後も実施する。

## 17 町名・字名の取扱いについて

第8回会議

合併前の小田原市の区域における町または字の名称は、現行のとおりとし、合併前の南足柄市の区域における字の名称は、合併時までに変更の必要性について検討する。

## 18 慣行の取扱いについて

第6・8回会議

基本的に小田原市の例により統一する方向で調整するが、南足柄市の文化や産業の特性上、継承する必要があるものは、合併後の市で新たに制定するなどの調整を行う。

## 19 都市内分権について

第7回会議

現在の南足柄市の区域に「地域審議会」を設置する。

## 20 行政連絡機構の取扱いについて

第6回会議

行政連絡事務を円滑に実施するため、自治会組織を行政連絡機構と位置付け、両市組織の一体化を働きかける。

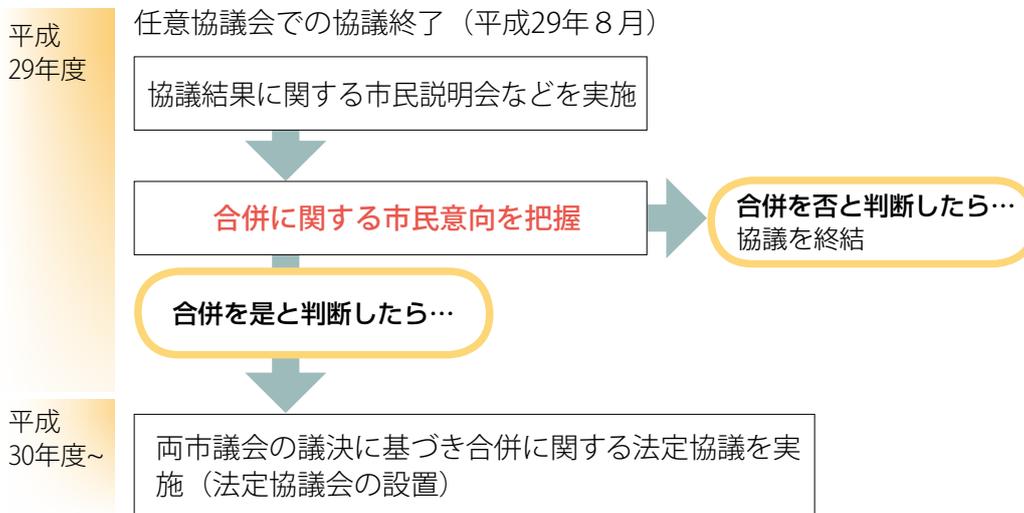
## 21 電算システムの取扱いについて

第6回会議

業務の効率化を図るため、引き続き電算システムを活用する。

# 協議会事務局からのお知らせ

## 今後の想定スケジュール



## 協議会ホームページをご覧ください

協議会で取りまとめた3つの計画類および市民周知用冊子は、協議会ホームページで公開しています。ぜひ、ご覧ください。

<https://www.odawara-minamiashigara.jp/>



## 委員の交代

第7回会議から、委員の交代がありました。

(敬称略)

	選出区分	氏名	所属等
退任	議会	小田原市 大村 学	小田原市議会 議員（県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会副委員長）
	議会	小田原市 加藤 仁司	小田原市議会 議員（県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会委員）

	選出区分	氏名	所属等
新任	議会	小田原市 篠原 弘	小田原市議会 議員（県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会副委員長）
	議会	小田原市 武松 忠	小田原市議会 議員（県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会委員）

この事業は、市町村振興宝くじ「サマージャンポ宝くじ」の収益金が充てられています。宝くじの購入は神奈川県内で！

発行：小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会 編集：同事務局  
 〒250-8555 小田原市荻窪300番地 小田原市役所企画政策課内  
 TEL：0465-33-1239 FAX：0465-33-1286  
 E-mail：2shikyogi@city.odawara.kanagawa.jp

